

福山市社会福祉法人等サービス利用者負担額軽減費用助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険サービス又は介護予防・生活支援サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、低所得で特に生計が困難な者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（以下「被保護者」という。）に対して、利用者負担の軽減を行った場合において、当該社会福祉法人等が利用者負担の軽減に要する費用の一部を本市が助成することに関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象法人等)

第2条 助成の対象となる社会福祉法人等（以下「助成対象法人等」という。）は、本市の行う介護保険の被保険者に対して第4条第1項に規定する対象サービスを提供するものであって、次項の規定による申出を行っている者とする。

2 利用者負担の軽減を行おうとする社会福祉法人等は、「社会福祉法人等による利用者負担軽減申出書」（別記様式第1号）により、市長に申し出るものとする。ただし、本市に所在しない社会福祉法人等については、広島県知事に対して同様の申出を行っている場合には、市長に対して申出があったものとみなす。

3 前項に規定する申出は、原則として年度を単位として行うものとし、次項の規定による届出がない場合は、翌年度においても申出があったものとみなす。

4 第2項の規定による申出を行っている社会福祉法人等が、利用者負担の軽減を廃止する場合には、原則として2か月前までに「社会福祉法人等による利用者負担軽減廃止届出書」（別記様式第2号）により、市長に届け出るものとする。ただし、本市に所在しない社会福祉法人等については、広島県知事に対して同様の届出を行っている場合には、市長に対して届出があったものとみなす。

(対象者)

第3条 助成対象法人等が行う利用者負担軽減の対象者（以下「対象者」という。）は、助成対象法人等が提供する介護保険サービス又は介護予防・生活支援サービスのうち第4条第1項に規定する対象サービスを利用している本市の行う介護保険の被保険者のうち、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員について当該年度における地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（当該年度における市町村民税が確定しない間においては、当該年度の前年度における市町村民税）が課されていない者であって、次の要件の全てを満たすもののうち、その者の収入や世帯の状況、利用者負担等を総合的に勘案し、生計が困難な者として市長が認めた者及び被保護者とする。

(1) 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。

(2) 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること。

(3) 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。

(4) 負担能力のある親族等に扶養されていないこと。

(5) 介護保険料を滞納していないこと。

(対象サービス)

第4条 助成の対象となるサービス（以下「対象サービス」という。）及び経費は、次の各号に掲げるもの（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第43条第1項若しくは第55条第1項又は福山市介護予防・生活支援サービス事業（指定介護予防相当訪問事業）実施要綱（以下「指定介護予防相当訪問事業実施要綱」という。）第10条第1項各号若しくは福山市介護予防・生活支援サービス事業（指定介護予防相当通所事業）実施要綱（以下「指定介護予防相当通所事業実施要綱」という。）第10条第1項各号に規定する支給限度額内のもの）に限り、第8号に掲げる短期入所生活介護、第9号に掲げる介護予防短期入所生活介護、第13号に掲げる地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は第14号に掲げる介護福祉施設サービスに係る食費及び居住費（滞在費）については、法に基づく特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。）とする。ただし、介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第13条第1項に規定する旧措置入所者のうち、利用者負担割合が5パーセント以下の者については、ユニット型個室の居住に要する費用に係る利用者負担額についてのみ助成の対象とする。また、被保護者については、個室の滞在及び居住に要する費用に係る利用者負担額についてのみ助成の対象とする。

(1) 法第8条第2項に規定する訪問介護

法第41条第4項第1号に規定する訪問介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に訪問介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額。ただし、平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」による障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置の適用を受けている場合には、当該措置適用後の利用者負担とする。

(2) 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護

法第42条の2第2項第1号に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護に要した費用の額を超えるときは、当該現に定期巡回・随時対応型訪問介護看護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額

(3) 法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護

法第42条の2第2項第2号に規定する夜間対応型訪問介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該夜間対応型訪問介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に夜間対応型訪問介護に要した費用の額とする。）の100分の10に相当する額。ただし、平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の実施について」による障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置の適用を受けている場合には、当該措置適用後の利用者負担とする。

(4) 法第8条第7項に規定する通所介護

法第41条第4項第1号に規定する通所介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該通所介護に要した費用の額を超えるときは、

当該現に通所介護に要した費用の額とする。)の100分の10に相当する額並びに介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。)第61条第1号イに規定する食事の提供に要する費用

(5) 法第8条第17項に規定する地域密着型通所介護

法第42条の2第2項第2号に規定する地域密着型通所介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該地域密着型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に地域密着型通所介護に要した費用の額とする。)の100分の10に相当する額及び施行規則第65条の3第1号イに規定する食事の提供に要する費用

(6) 法第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護

法第42条の2第2項第2号に規定する認知症対応型通所介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該認知症対応型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に認知症対応型通所介護に要した費用の額とする。)の100分の10に相当する額及び施行規則第65条の3第2号イに規定する食事の提供に要する費用

(7) 法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護

法第54条の2第2項第1号に規定する介護予防認知症対応型通所介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防認知症対応型通所介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防認知症対応型通所介護に要した費用の額とする。)の100分の10に相当する額及び施行規則第85条の3第1号イに規定する食事の提供に要する費用

(8) 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護

ア 法第41条第4項第2号に規定する短期入所生活介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に短期入所生活介護に要した費用の額とする。)の100分の10に相当する額

イ 施行規則第61条第2号イに規定する食事の提供に要する費用に係る利用者負担額

ウ 施行規則第61条第2号ロに規定する滞在に要する費用に係る利用者負担額

(9) 法第8条の2第7項に規定する介護予防短期入所生活介護

ア 法第53条第2項第2号に規定する介護予防短期入所生活介護に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該介護予防短期入所生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防短期入所生活介護に要した費用の額とする。)の100分の10に相当する額

イ 施行規則第84条第2号イに規定する食事の提供に要する費用に係る利用者負担額

ウ 施行規則第84条第2号ロに規定する滞在に要する費用に係る利用者負担額

(10) 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護

ア 法第42条の2第2項第3号に規定する小規模多機能型居宅介護に係る厚生労働大臣が定める費用の額(その額が現に当該小規模多機能型居宅介護に要した費用の

額を超えるときは、当該現に小規模多機能型居宅介護に要した費用の額とする。)の
100分の10に相当する額

イ 施行規則第65条の3第3号イに規定する食事の提供に要する費用

ウ 施行規則第65条の3第3号ロに規定する宿泊に要する費用

(11) 法第8条の2第14項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護

ア 法第54条の2第2項第2号に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護に係る
厚生労働大臣が定める費用の額(その額が現に当該介護予防小規模多機能型居宅介
護に要した費用の額を超えるときは、当該現に介護予防小規模多機能型居宅介護に
要した費用の額とする。)の100分の10に相当する額

イ 施行規則第85条の3第2号イに規定する食事の提供に要する費用

ウ 施行規則第85条の3第2号ロに規定する宿泊に要する費用

(12) 法第8条第23項に規定する複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)

ア 法第42条の2第2項第1号に規定する複合型サービス(看護小規模多機能型居
宅介護)に係る厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に
当該複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)に要した費用の額を超えるとき
は、当該現に複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護)に要した費用の額
とする。)の100分の10に相当する額。

イ 施行規則第65条の3第7号イに規定する食事の提供に要する費用

ウ 施行規則第65条の3第7号ロに規定する宿泊に要する費用

(13) 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ア 法第42条の2第2項第3号に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活
介護に係る厚生労働大臣が定める費用の額(その額が現に当該地域密着型介護老人
福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に地域密着型介
護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。)の100分の10に相当
する額

イ 施行規則第65条の3第6号イに規定する食事の提供に要する費用に係る利用者
負担額

ウ 施行規則第65条の3第6号ロに規定する居住に要する費用に係る利用者負担額

(14) 法第8条第27項に規定する介護福祉施設サービス

ア 法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める費用の額(その額が現に当該
介護福祉施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護老人福祉施
設サービスに要した費用の額とする。)の100分の10に相当する額

イ 施行規則第79条第1号に規定する食事の提供に要する費用に係る利用者負担額

ウ 施行規則第79条第2号に規定する居住に要する費用に係る利用者負担額

(15) 指定介護予防相当訪問事業実施要綱第1条に規定する介護予防訪問介護相当サー
ビス

指定介護予防相当訪問事業実施要綱第6条の規定により算定した額の100分の
10に相当する額。ただし、平成12年5月1日老発第474号厚生省老人保健福
祉局長通知「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の減免措置の
実施について」による障がい者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置の適

用を受けている場合には、当該措置適用後の利用者負担とする。

(16) 指定介護予防相当通所事業実施要綱第1条に規定する介護予防通所介護相当サービス

指定介護予防相当通所事業実施要綱第6条の規定により算定した額の100分の10に相当する額

2 助成対象法人等は、対象者に提供する対象サービス全てについて利用者負担の軽減を行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、対象者が被爆者健康手帳を所持する場合にあっては、被爆者援護施策によって対象サービス費の利用者負担額が免除される経費は、軽減の対象としない。

4 前3項の規定にかかわらず、対象者が月の初日から末日まで継続して法第63条から第69条までの規定の適用を受けている場合にあっては、当該月において当該対象者に対して提供されたサービスは、軽減の対象としない。

(軽減額)

第5条 利用者負担の軽減は、対象となる経費の4分の1に相当する額（老齢福祉年金受給者にあっては、2分の1に相当する額）とする。ただし、次の各号に掲げる対象者に係る利用者負担の軽減は、当該各号に定める額とする。

(1) 被保護者 対象となる経費の全額

(2) 2013年（平成25年）8月1日、2014年（平成26年）4月1日、2015年（平成27年）4月1日、2018年（平成30年）10月1日、2019年（令和元年）10月1日又は2020年（令和2年）10月1日施行の生活扶助基準等の改正に伴い生活保護が廃止された者であって、廃止時点においてこの要綱に基づく軽減又は法第51条の3に規定する特定入所者介護サービス費（短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び介護福祉施設サービスに係るものに限る。）若しくは法第61条の3に規定する特定入所者介護予防サービス費（介護予防短期入所生活介護に係るものに限る。）（以下、「特定入所者介護サービス費等」という。）の支給により滞在及び居住に要する費用に係る利用者負担額がなかった者 次に掲げる経費の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 滞在及び居住に要する費用に係る利用者負担額 対象となる経費の全額

イ ア以外の経費 対象となる経費の4分の1に相当する額（老齢福祉年金受給者にあっては、2分の1に相当する額）

(助成額)

第6条 助成対象法人等に対する助成は、当該法人が行った対象サービスに係る利用者負担の軽減に要した経費の総額から、当該対象サービスについて当該法人が利用者負担の軽減を行わなかったとした場合に本来受領すべき利用者負担の額の総額の1パーセントに相当する額を控除して得た額の2分の1に相当する額を基本としてそれ以下の範囲で行う。ただし、第4条第1項第13号及び第14号に規定する対象サービスに係る軽減に要した経費が、同項第13号及び第14号に規定する対象サービスについて本来受領すべき利用者負担額の10パーセントに相当する額を超えたときは、当該超過額についてはその全額を助成するものとする。

- 2 助成額の算定は、事業所（施設）単位として行うものとする。
- 3 第1項の助成は、助成対象法人等からの請求に基づき、6月を単位として行うものとする。

（軽減の申請）

第7条 第3条に該当するとして利用者負担の軽減を受けようとする者は、「社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書」（別記様式第3号）及び「収入状況等申告書」（別記様式第3号の2）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請は、介護保険被保険者証を提示して行うものとする。

（軽減の決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、申請者が対象者に該当するか否かを確認し、その結果を「社会福祉法人等利用者負担軽減決定通知書」（別記様式第4号）により申請者に通知するとともに、対象者に「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」（別記様式第5号。以下「確認証」という。）を交付するものとする。

（確認証の提示）

第9条 対象者は、対象サービスを受けるときは、当該サービスを提供する助成対象法人等に対し確認証を提示するものとする。

- 2 前項の規定により確認証の提示を受けた助成対象法人等は、確認証の内容に基づき、所要の軽減を行った後の利用者負担の額を対象者から受領するものとする。

（確認証の有効期限等）

第10条 確認証の有効期間は、申請のあった日の属する月の初日（当該月の中途に本市の被保険者資格を取得した者にあつては、当該被保険者資格を取得した日）から翌年（当該申請のあった日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、その年）の7月31日までとする。

- 2 前項に規定する確認証の有効期間において、対象者が、第3条に規定する要件を欠くこととなったとき、又は本市の被保険者資格を喪失したときは、前項の規定にかかわらず、当該要件を欠くこととなった日又は当該被保険者資格を喪失した日をもって確認証が失効したものとする。

- 3 毎年7月において、現に有効期間内にある確認証の交付を受け、又は当該月を有効期間内とする確認証の交付を申請している者は、当該月の翌月を有効期間の始期とする確認証の交付を申請することができる。この場合において、第1項中「初日（当該月の中途に本市の被保険者資格を取得した者にあつては、当該被保険者資格を取得した日）」とあるのは「翌月1日」と、「翌年（当該申請のあった日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、その年）」とあるのは「翌年」とする。

（確認証の返還）

第11条 対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、市長に確認証を返還しなければならない。

- (1) 本市の被保険者資格を喪失したとき。
- (2) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 確認証の有効期限に至ったとき。

（届出等）

第12条 対象者は、住所、名前その他の確認証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、確認証を添えて、市長にその旨を届け出なければならない。

(手続の代行)

第13条 対象者は、第7条、第11条及び前条に定める手続について、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者又は助成対象法人等に代わって行わせることができる。

(高額介護サービス費等との適用関係)

第14条 法第51条に規定する高額介護サービス費、法第61条に規定する高額介護予防サービス費、法51条の2に規定する高額医療合算介護サービス費、法61条の2に規定する高額医療合算介護予防サービス費又は指定介護予防相当訪問事業実施要綱第9条及び指定介護予防相当通所事業実施要綱第9条に規定する高額介護予防・生活支援サービス費若しくは高額医療合算介護予防・生活支援サービス費（以下「高額介護サービス費等」という。）との適用関係については、この要綱に基づく軽減制度の適用を行った後、軽減後の利用者負担額に着目して、高額介護サービス費等の支給を行うものとする。ただし、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護福祉施設サービス、小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）を利用する利用者負担第2段階の者のサービス費に係る利用者負担について、高額介護サービス費の支給により、本事業に基づく軽減を上回る軽減がなされる場合は、この要綱に基づく軽減制度の対象としないものとする。

(特定入所者介護サービス費等との適用関係)

第15条 特定入所者介護サービス費等との適用関係については、特定入所者介護サービス費等の支給後の利用者負担額について、この要綱に基づく軽減制度の適用を行うものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第16条 利用者負担の軽減を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(取消し等)

第17条 市長は、対象者又は助成対象法人等が、次の各号のいずれかに該当する場合は、軽減又は助成の決定を取消することができる。

- (1) この要綱に違反した時
 - (2) 偽りその他不正の行為によって利用者負担の軽減を受けた時
- 2 前項に規定する場合においては、市長は、その者から、既に支払った金額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（2000年4月1日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、2000年4月1日から施行する。

(有効期間の特例)

- 2 第10条第1項の規定にかかわらず、2000年6月30日までの間において利用者

負担の減免が決定された者に係る確認証の有効期間は、２０００年４月１日から２００１年６月３０日までとする。

（内海町及び新市町の編入に伴う経過措置）

- 3 内海町及び新市町の編入の日の前日において内海町又は新市町の介護保険の被保険者である者から２００３年２月３日から２００３年２月２８日までの間において第７条の規定による申請があった場合における第１０条第１項の規定による確認証の有効期限は、同項の規定にかかわらず、２００３年２月１日（内海町及び新市町の編入の日の前日において内海町又は新市町の介護保険の被保険者資格を取得したものにあっては、当該被保険者資格を取得した日）から２００３年６月３０日までとする。

（沼隈町の編入に伴う経過措置）

- 4 沼隈町社会福祉法人等サービス利用者負担額減免費用助成要綱（平成１４年３月２９日制定。以下「沼隈町要綱」という。）の規定に基づく助成対象法人等は、第２条第１項に規定する助成対象法人等とみなす。
- 5 沼隈町の編入の日の前日において沼隈町要綱の規定による減免の対象者として決定を受けている者は、沼隈町の編入の日において第３条の規定による減免の対象者としての決定があったものとみなす。

（有効期限の特例）

- 6 ２０１４年（平成２６年）６月３０日までの間において第１０条第３項の規定による申請をした者に係る同条第１項の規定の適用については、同条第３項後段の規定にかかわらず、同条第１項中「初日（当該月の中途に本市の被保険者資格を取得した者にあっては、当該被保険者資格を取得した日）」とあるのは「翌月１日」と、「翌年（当該申請のあった日の属する月が１月から６月までの場合にあっては、その年）の６月３０日」とあるのは「翌年の７月３１日」とする。

（地域密着型通所介護に関する経過措置）

- 7 この要綱の施行の日前に市長に対して第２条第２項の規定により法第８条第７項に規定する通所介護に関し利用者負担の軽減を行う旨の申出を行った社会福祉法人等で、同日において地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成２６年法律第８３号）附則第２０条第１項の規定により地域密着型通所介護の指定を受けたものとみなされるものについては、同日に、市長に対して同日から当該地域密着型通所介護に関し利用者負担の軽減を行う旨の申出があったものとみなす。

附 則（２０００年９月２９日）

（施行期日）

この要綱は、２０００年１０月１日から施行する。

附 則（２０００年１２月２８日）

（施行期日）

この要綱は、２００１年１月１日から施行する。

附 則（２００１年１２月１１日）

この要綱は、２００２年１月１日から施行する。

附 則（２００３年１月２３日）

この要綱は、2003年2月3日から施行する。

附 則（2003年10月10日）

（施行期日等）

この要綱は、2003年10月1日から施行し、同日以降に提供されるサービスから適用する。

附 則（2004年4月21日）

この要綱は、2004年6月1日から施行し、同日以降の確認証の交付申請から適用する。

附 則（2004年6月30日）

この要綱は、2004年7月1日から施行する。

附 則（2005年1月13日）

この要綱は、2005年2月1日から施行する。

附 則（2005年9月30日）

（施行期日）

1 この要綱は、2005年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この要綱の規定による改正後の福山市社会福祉法人等サービス利用者負担額軽減費用助成要綱の規定は、2005年10月1日以降に提供されたサービスについて適用し、同日前に提供されたサービスについては、なお従前の例による。

附 則（2006年3月31日）

（施行期日）

この要綱は、2006年4月1日から施行する。

附 則（2009年4月1日）

（施行期日）

1 この要綱は、2009年4月1日から施行する。

（2009年4月の介護報酬改定に伴う特例措置）

2 2011年3月31日までの間は、第5条中「4分の1」とあるのは「28%（ただし、食事の提供に要する費用、食事の提供に要する費用に係る利用者負担額、滞在に要する費用に係る利用者負担額、宿泊に要する費用及び居住に要する費用に係る利用者負担額にあっては、4分の1）」と、「2分の1」とあるのは「53%（ただし、食事の提供に要する費用、食事の提供に要する費用に係る利用者負担額、滞在に要する費用に係る利用者負担額、宿泊に要する費用及び居住に要する費用に係る利用者負担額にあっては、2分の1）」とする。

附 則（2011年4月1日）

（施行期日）

この要綱は、2011年4月1日から施行する。

附 則（2012年4月1日）

（施行期日）

この要綱は、2012年4月1日から施行する。

附 則（2013年（平成25年）7月24日）

この要綱は、2013年（平成25年）8月1日から施行する。

附 則（2014年（平成26年）3月31日）

この要綱は、2014年（平成26年）4月1日から施行する。

附 則（2014年（平成26年）6月13日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、2014年（平成26年）7月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正は、同年6月13日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の日から2014年（平成26年）7月31日までの間に福山市社会福祉法人等サービス利用者負担額軽減費用助成要綱第7条第1項の規定による申請をした者（同要綱第10条第3項の規定による申請をした者を除く。）に係る同要綱第10条第1項の規定の適用については、同項中「翌年（当該申請のあった日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、その年）」とあるのは、「翌年」とする。

附 則（2015年（平成27年）4月1日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第8条の規定により交付された確認証は、当該確認証の有効期間の満了するまでの間は、改正後の第8条の規定により交付された確認証とみなす。

附 則（2016年（平成28年）3月31日）

（施行期日）

- 1 この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第8条の規定により交付された確認証は、当該確認証の有効期間の満了するまでの間は、改正後の第8条の規定により交付された確認証とみなす。

附 則（2016年（平成28年）4月1日）

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則（2016年（平成28年）4月1日）

この要綱は、2016年（平成28年）4月1日から施行する。

附 則（2018年（平成30年）3月30日）

この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行する。

附 則（2018年（平成30年）9月25日）

この要綱は、2018年（平成30年）10月1日から施行する。

附 則（2019年（令和元年）11月12日）

この要綱は、2019年（令和元年）11月12日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則（2020年（令和2年）12月28日）

この要綱は、2020年（令和2年）12月28日から施行し、同年10月1日から適用する。